

氏名	まつした みちお <b>松下 迪生</b>
学位(専攻分野)	博士(学術)
学位記番号	博甲第725号
学位授与の日付	平成26年9月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	工芸科学研究科 造形科学専攻
学位論文題目	<b>日本統治期台湾の顕彰空間の形成に関する研究</b>
審査委員	(主査)教授 石田潤一郎 教授 小野芳朗 教授 中川 理

### 論文内容の要旨

申請論文は、日清戦争直後、台湾接收の任務の途上で戦病死した北白川宮能久親王の顕彰を目的とする施設が、日本統治期初期の台湾において、どのように整備・編成されていったのかに注目して、その具体的な様態と歴史的状況とを一次資料に基づいて解明したものである。論文は、序章、第1章「北白川宮能久親王の顕彰と台湾植民地社会」、第2章「台南における北白川宮能久親王御遺跡所の空間構成」、第3章「第五回内国勸業博覧会台湾館計画における建物移築の経緯」、第4章「第五回内国勸業博覧会台湾館設置経緯と計画案の変遷」、結章の6つの章から構成される。

序章では、建築史学・都市史学領域における植民地建築・都市に関する研究、および文献史学における都市社会の構成主体に関する研究について綿密に整理し、申請論文の問題意識の位置づけを明確にし、「顕彰空間」概念を定義づけた。

第1章では、行軍に縁故のある土地・建物を顕彰する北白川宮能久親王御遺跡所について分析している。1895年(明治28)の日本統治開始直後の整備は地方庁が遂行しているが、1933年(昭和8)以降の史跡指定に際しては、台湾人を含む地元住民有志が整備する事例も見出せ、保護主体は一様でないことを示した。また御遺跡所が祭典の拠点としての役割を担ったことを明らかにし、特に地方都市においては神社が設置されるまでの過渡的宗教施設として、在留日本人の統合を象徴する役割を果たしたことを示した。

第2章では、能久親王終焉地である台南に設置された御遺跡所群について詳述している。収用地のうち御遺跡所として使用されなかった部分の利用について、台湾総督府、台南庁、地元有力者、台湾神社、陸軍部など、多様な主体がそれぞれの意向を持って関与しており、対立関係も生じたことを明らかにした。その際、台湾神社宮司が仲介役を果たしつつ、総督府と一線を画していたことを浮き彫りにしている。また御遺跡所を中心とする空間が台南における祝祭空間としての性格を帯びていったことを明らかにした。

第3章と第4章では、1903年(明治36)に大阪市・茶臼山で開催された第5回内国勸業博覧会における台湾館について論じている。第3章では、台湾館を構成する建造物のうちで台湾から移築した施設を考察の対象とし、特に中核的な存在であった篤慶堂について詳細に論じる。篤慶堂は博覧会観覧者からは能久親王に所縁のある建物と受け取られがちであったが、実際には病没地の隣地に所在した台湾人の宗祠であり、台南御遺跡所建設に伴って除却された建物であったこ

とを明確にした。その上で移築事業には台南御遺跡所整備にも深く関わっていた在日日本人有力者が関与していた可能性を指摘して、顕彰空間の形成における植民地在住の民間人の意向の反映という側面が無視できないことを示した。

第4章では、台湾館全体の計画が、台湾総督府と本国農商務省とのやりとりを通して成立する経緯を解明している。「台湾風」意匠を備えた遊興的演出、あるいは台湾からの移築建物の混入という台湾館の特徴の背後には、建設費をめぐる両機関のせめぎあいが介在し、加えて総督府営繕課が「新領土」の紹介を目指して台湾風意匠の採用を企図したことがあったことを明確にして、台湾館と能久親王を結びつける「物語」はその意匠から誘発されたものであることを示した。

結章では、全体を総括して、台湾領有初期の顕彰空間においては、一般に考えられるような、総督府、あるいは本国政府の単一的意思によって、その形成が進められたわけではなく、拮抗する複数の主体の関与の結果と見るべきであることを述べた。そこで特に重視すべき要因として、植民地地方都市における郷土意識、そして植民地統治機関が本国に対して植民地の存在を強調する意思とが挙げられることを論じた。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、日清戦争直後、割譲を受けた台湾接收の任務の途上で戦病死した北白川宮能久親王の顕彰を目的とする施設が、日本統治期初期の台湾においてどう位置づけられ、いかに編成されていったのかに注目して、その具体的な様態と歴史的状況とを一次史料に基づいて解明したものである。

今日、文献史学においては、地域の歴史性が歴史的物や空間を通して社会を誘導する構造について注目されており、「史蹟」「都市祭礼」「慰霊空間」の研究が進む。また表象文化論においては空間の政治性について多くの考察が蓄積されている。一方、建築史・都市史学においては日本植民地の生活文化と空間について具体的に分析し、植民地的特質を抽出する試みが現れている。

ここにおいて、申請者は、日本の台湾統治において都市・建築が植民地統治の正当性を演出する存在としてどう形成されたかという問題を立て、「顕彰空間」という視点から解明にあたった。「顕彰空間」とは歴史的事象や伝承、それに関与する人物の顕彰のために設けられる視覚的表現とそれを取り巻く空間を指すものとして申請者が設定した概念であり、申請論文においては、特に北白川宮能久親王にまつわる施設をこの概念のもとに取り上げて、2方向から考察を進めた。

第1、第2章では、能久親王の行軍地に設けられた「御遺跡所」の成立と周辺環境の整備の経緯を解明している。そこでは、台湾総督府などの統治機構だけでなく、在留日本人有力者、神官、軍などの多様な主体が関与し、その意向は時に対立を引き起こしていたことが明確にされた。また、「御遺跡所」の設置と運営においては、「郷土意識」を醸成する地域社会統合の装置という意義が重視されたことが明らかにされた。

第3、第4章では、1903年の第5回内国勸業博覧会台湾館と能久親王の顕彰との複雑な関係が解明されており、また台湾総督府営繕課が、本国に「新領土」を紹介すべく台湾風意匠を採用することを終始主張していたことが明らかにされる。全体を通して、台湾領有初期の顕彰空間は、しばしば想定されるような総督府あるいは本国政府の単一的意思によってその形成が進められたわけではなく、拮抗する複数の主体の関与の結果と見るべきであることが実証性をもって述べられる。

申請者が提示するところの「顕彰空間」という新しい概念と、その視座に立つことで解明されてくる事実関係は、文献史学・表象文化論・建築史学のいずれにおいても裨益するところの大きな成果である。近代都市史研究に新機軸をもたらす論考としてきわめて高く評価できるものである。

本論文の基礎となる論文は3篇の学術論文（うち2篇は査読付き）として発表されており、いずれも申請者が筆頭著者、あるいは単著である。

①松下迪生、石田潤一郎「第五回内国勸業博覧会台湾館設置経緯と計画案の変遷」『日本建築学会計画系論文集』75（648）、463-469頁（2010年）。

②松下迪生、石田潤一郎「第五回内国勸業博覧会台湾館計画における建物移築の経緯」『日本建築学会計画系論文集』76（667）、1693-1700頁（2011年）。

③松下迪生「日本統治期台湾における歴史の顕彰と植民地社会—北白川宮能久親王御遺跡所を事例に一」『文化財論叢Ⅳ 奈良文化財研究所学報第92冊』、1197-1208頁（2012年）。